

令和4年第12回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年7月10日（日） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

議案第44号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1

議案第45号 参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて . . . P. 3

2 そ の 他

今後の委員会開催予定について . . . P. 4

当日有権者見込数について . . . P. 4

議案第44号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年7月10日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 429 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 150 人 |
| | 市外転出者 | 279 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年7月10日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者

令和4年6月21日から令和4年7月9日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年2月21日から令和4年3月9日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	82	68	150
転出	140	139	279
誤載	0	0	0
合計	222	207	429

議案第45号

参議院議員通常選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙1のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

(専決処分の根拠)

- ・地方自治法施行令137条第1項及び第2項の規定による。

地方自治法施行令137条

1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第38条第1項の規定による。

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	時 間	場 所
第13回	定例	8月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第14回	定例	9月1日（木）	午前10時	
第15回	定例	9月20日（火）	午前10時	
第16回	定例	10月20日（木）	午前10時	

- ・当日有権者見込数について

別紙2のとおり